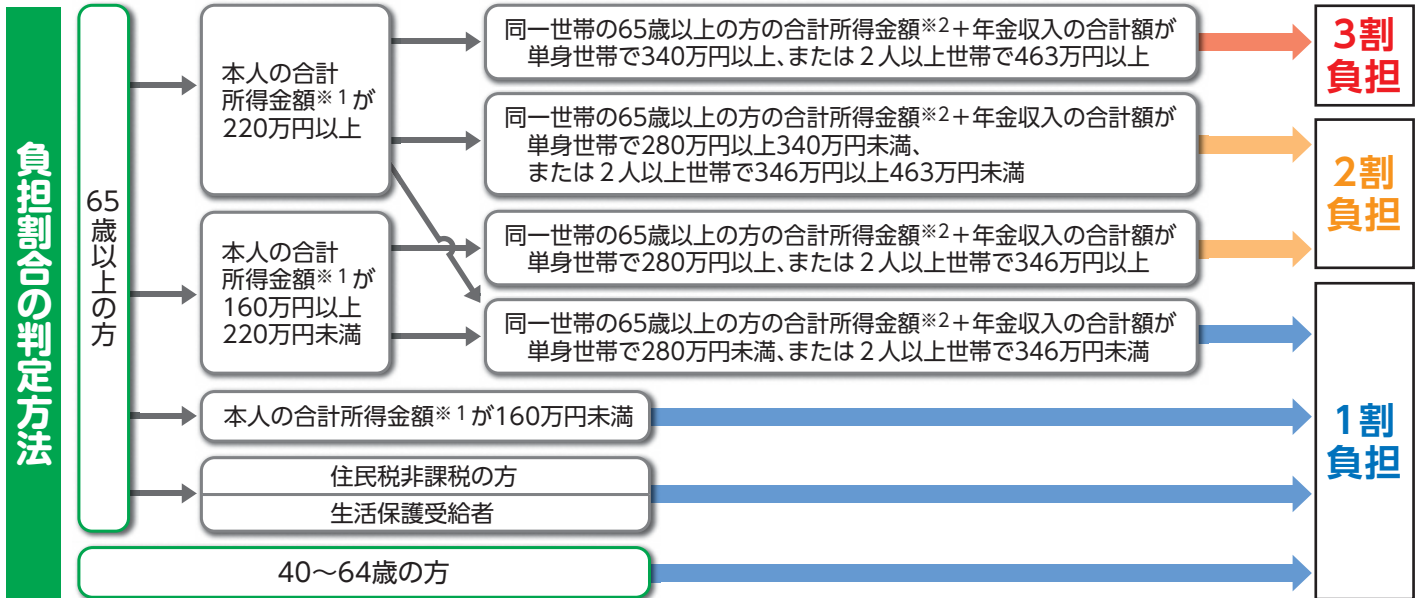


■介護保険の自己負担は1割から3割です

介護サービスを利用するときは、介護保険負担割合証に記載されている利用者負担割合に応じてサービス費用のうち1割から3割までのいずれかが利用者の負担となります。利用者負担割合は、65歳以上の方は1割または一定以上の所得のある場合は2割、特に所得の高い方については3割です。40～64歳の方は1割です。

収入に応じて負担割合が決まり、利用者負担割合が記載された介護保険負担割合証が発行されます(下図参照)。

介護保険負担割合証は、介護サービスを利用される際に介護保険被保険者証と併せてサービス提供事業所に提示してください。



●合計所得金額※1 土地建物等の譲渡所得に係る特別控除額を差し引いて計算します。

●合計所得金額※2 公的年金等に係る雑所得金額及び土地建物等の譲渡所得に係る特別控除額を差し引いて計算します。

●税制改正により令和3年度から給与所得控除、公的年金等控除がそれぞれ10万円引き下げられ、基礎控除が10万円引き上げられました。介護保険制度では、合計所得金額等が調整され、この税制改正による影響で利用者負担割合が上がることはありません。

●在宅(自宅)でサービスを利用する場合

要介護度別に介護保険からの支給限度額が「単位」で決められており、その範囲内で利用した分のサービス費用の1割から3割が自己負担となります。

支給限度額を超えてサービスを利用することもできますが、超えた分については全額自己負担となります。

要介護度	支給限度額(※)	自己負担額
要支援1	5,032単位	サービス費用の 1割から3割
要支援2	10,531単位	
要介護1	16,765単位	
要介護2	19,705単位	
要介護3	27,048単位	
要介護4	30,938単位	
要介護5	36,217単位	

※1単位≒10円(地域やサービスによって異なります)

●施設に入所する場合

【要支援1・2と認定された場合は、利用できません】

施設の種別、要介護度別にかかる費用が決まります。

その費用の1割から3割と食費・居住費・日常生活費等が自己負担となります。

●福祉用具購入費・住宅改修費

利用者が一旦費用の全額を事業者支払い、後日、自己負担分を除いた金額が払い戻される方法(償還払い)と、利用者が費用の自己負担分(1割から3割)を事業者を支払う方法(受領委任払い)の2通りの方法があります。

サービスの種類	利用限度額	自己負担
福祉用具(ポータブルトイレ、入浴補助用具など)の購入	100,000円(年間)	利用額の
住宅改修(手すりの設置、段差の解消など)	200,000円(同一住宅)	1割から3割

介護保険で購入できる特定福祉用具

- 腰掛便座(ポータブルトイレ・補高便座など)
- 入浴補助用具(入浴用介助ベルト、シャワーチェア、浴槽台など)
- 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具の部分
- 排泄予測支援機器

住宅改修の範囲

- 手すりの設置
- 段差の解消
- 滑り防止、床材の変更
- 洋式便器への取替
- 引き戸等への扉の取替(引き戸等の新設・扉の撤去含む)

※福祉用具の購入については、①販売事業者が都道府県の指定を受けているか、②購入する品目が介護保険に該当するかどうかを必ず事前に事業者を確認してください。

※住宅改修については、事前に市へ申請する必要があります。

※市への請求手続きには、必要な書類・要件がありますので、あらかじめ市へお問い合わせください。